

令和 7 年度 消防設備士試験案内

電子申請に関する重要なお知らせ

令和 6 年 7 月 1 日からすべての種類の試験で電子申請が可能となっています。この試験案内の 7 ページ等をご確認の上、申請するようお願いいたします。

資格試験で 未来をつかもう！



「人・街を守る」社会に必要とされる国家資格

消防設備士とは

劇場、デパート、ホテルなどの建物は、その用途、規模、収容人員に応じて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が法律により義務付けられており、それらの工事、整備を行うには、消防設備士の資格が必要です。

消防設備士が工事・整備を行う消防用設備等



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備



救助袋・緩降機

など

消防法に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事・整備を行うことができる者を消防設備士といい、甲・乙の 2 種類の資格があります。

甲 種

消防用設備等、又は特殊消防用設備等（特種の資格者のみ）の工事・整備

乙 種

消防用設備等の整備

※工事・整備のできる消防用設備等は、免状に記載される「甲種第 1 類」「乙種第 4 類」などの種類に対応したものです。



一般財団法人 消防試験研究センター北海道支部

受験手続きから合格後の免状交付申請手続きまでの流れ

書 面 申 請

受験願書の記入・作成

(願書は試験種類ごとに作成します。(P13の記入例を参照))

試験手数料の払込

(郵便局やゆうちょ銀行の窓口で払い込み **(ATM機は不可)**、「振替払込受付証明書(お客さま用)」を願書B面に貼付します。また、願書に印字されている2次元コードから払い込みをした場合、決済完了番号を願書に記入してください。)
※払込手数料が必要

受験願書の提出

(郵送(P16の宛名ラベルを使用)又は当支部へ持参)

受験票の受け取り

(試験日の約10日前に当支部から郵送します。)

試験会場への電話の問い合わせや試験日以外に試験会場の下見を行うことはできません。(問い合わせはP12をご覧ください。)

受験票への写真貼付(P10)

(受験票に規定の写真を貼ります。)

試 験 日

(写真を貼った受験票がないと受験できません。)

試験結果通知書受け取り(P11)

(当支部から郵送します。ホームページには合格者の番号を掲示します。)

合格者は免状交付申請(P11)

(当支部へ郵送又は持参)

免状の交付

(申請受付後、概ね10日～2週間で交付します。)

電 子 申 請

当センターホームページから入力申請

【アドレス <https://www.shoubo-shiken.or.jp>】
(携帯電話(スマートフォンを除く)やフリーメール等のアドレスを登録されますと当センターから送るメールを受信できないことがあります。)

試験手数料の払込

(コンビニ決済は、申請後3日以内に払い込みします。他の決済でクレジット決済・ペイジー決済・スマホ決済が選択できます。)

受付完了メールの受信

(試験手数料の入金確認後に送信します。)

受験票ダウンロード可能メール受信

(試験日の約10日前にメールを送信します。)

受験票のダウンロード・印刷

(受験票は受験者が印刷します。当支部からは郵送しません。)

【再受験する方】

甲種を受験したときの受験票(控)や試験結果通知書は、甲種の受験資格証明に代えることができます。また、同一種類の再受験(過去3年以内)であれば、次回から電子申請(1種類のみ)ができますので、大切に保管してください。

試験案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上でお申し込みください。
申し込まれた方は、試験案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなします。

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により北海道知事から委任された消防設備士試験を次のとおり実施します。

1 試験の種類と取り扱うことができる消防設備等

消防設備士免状には甲種と乙種があり、甲種は工事整備対象設備等の工事・整備及び点検ができ、乙種は整備及び点検ができます。各類型ごとに取り扱い設備が限定されていますので、類ごとに免状が必要です。

試験の種類		取り扱うことができる消防設備等
甲種	特 類	特殊消防用設備等（従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等）
甲種又は乙種	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備
	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
乙種	第6類	消火器
	第7類	漏電火災警報器

2 試験の日時等

試験日、試験の種類、試験地及び受付期間などは、最終ページ（P24）の **別記3** 「令和7年度消防設備士試験日程表」をご覧ください。

3 受験資格

(1) 甲 種

一定の受験資格が必要です。また、受験資格を証明するための書類等の提出が必要になります。

受験資格については、**別記2** の「甲種消防設備士試験の受験資格」（P20～P23）を参照し、表中のいずれかの対象者に該当すれば受験できます。

(2) 乙 種

受験資格は必要ありませんので、どなたでも受験できます。

4 受験申請の方法

受験申請の方法は、書面申請（受験願書による申請）と電子申請（インターネットによる申請）の2種類があります。具体的な受験手続きは、「9 書面申請の方法」（P6）及び「10 電子申請の方法」（P7）をご覧ください。

5 試験の方法及び試験科目等

(1) 試験の方法

- ① 筆記試験：マークシート方式で行います。甲種、乙種とも4肢択一式です。
- ② 実技試験：鑑別等、製図とも図面、写真及びイラスト等による記述式で行います。
- ③ 受験票、鉛筆・シャープペンシル（HB又はB）、消しゴムを持参してください。
- ④ 解答カード及び実技問題集に使用する筆記具は、鉛筆又はシャープペンシル以外は使用禁止です。
- ⑤ 電卓、計算尺、定規類、下敷き、電子通信機器（携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ、スマートグラス等）の類は使用禁止です。（飲み物等も机の上に置くことはできません。）

(2) 試験科目（筆記試験と実技試験は同試験時間内に行います。）

種 別		試 験 科 目 と 問 題 数								試験時間	
		筆 記						実 技			
		消防関係法令		工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法		工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識		計			
甲種特類		15 問		15 問		15 問		45 問		2 時間45分	

種 別		試 験 科 目 と 問 題 数										試験時間	
		筆 記								実 技			
		消防関係法令		基礎的知識		構造・機能及び工事・整備 (乙種は工事を除く)			計	鑑別等	製図		
甲種	1 類	8 問	7 問	6 問	4 問	10 問	6 問	4 問	45 問	5 問	2 問	3 時間15分	
	2 類	8	7	6	4	10	6	4	45				
	3 類	8	7	6	4	10	6	4	45				
	4 類	8	7	—	10	—	12	8	45				
	5 類	8	7	10	—	12	—	8	45				
乙種	1 類	6	4	3	2	8	4	3	30	5		1 時間45分	
	2 類	6	4	3	2	8	4	3	30				
	3 類	6	4	3	2	8	4	3	30				
	4 類	6	4	—	5	—	9	6	30				
	5 類	6	4	5	—	9	—	6	30				
	6 類	6	4	5	—	9	—	6	30				
	7 類	6	4	—	5	—	9	6	30				

6 試験科目の一部免除（甲種特類を除く）

- (1) 消防設備士、電気工事士、電気主任技術者、技術士等の免状等の資格を有する方は、申請により試験科目の一部免除を受けることができ、試験時間が短縮になります。
なお、2つ以上の資格を有する方は、それぞれ資格ごとに申請できます。
- (2) 一部免除を希望される方は、受験願書の試験の免除欄の「受ける」か「受けない」のいずれかを必ず○で囲んでください。
※ 免除される試験の内容及び試験時間については、**別記1**（P17～P19）を参照してください。
- (3) 一部免除を受けるためには、次表の①から⑥に該当するところの証明書類の添付が必要です。

	資 格 者	証 明 書 類
①	消防設備士免状を有する方	消防設備士免状の写し（表・裏両面）
②	電気工事士免状を有する方 ※注1と2を参照	電気工事士免状の写し
③	電気主任技術者免状を有する方 ※注1と2を参照	電気主任技術者免状の写し
④	技術士登録証等を有する方 （機械、電気、電子、化学、衛生工学部門に限る）	技術士第2次試験若しくは本試験の合格証明書 （原本）又は技術士登録証の写し
⑤	日本消防検定協会又は指定検定機関の職員で、型式承認の試験の実施業務に2年以上従事した方	型式承認試験の実施業務の従事証明書（写し可）
⑥	消防団員として5年以上勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方	消防団員歴の証明書（消防団長等が証明（写し可）） 及び消防学校の教育（機関科）修了証の写し

- 注1）電気工事士と電気主任技術者の免状を両方所有している方で、一部免除を希望する場合は、**電気工事士のみ**の免状の写しを添付してください。
- 注2）甲種第5類、乙種第5類又は乙種第6類を受験希望する方で、電気工事士又は電気主任技術者の免状を所有していても一部免除には該当しません。
- 注3）上記⑥の「消防団員として5年以上勤務し、・・・」の資格者は、乙種第5類又は乙種第6類を申請する場合のみ該当します。

7 併願及び複数受験

- (1) 試験時間帯が異なる場合（併願受験）
同一試験日で午前と午後の試験種類のうちから1種類、計2種類を受験できます。
- (2) 同一時間帯の場合（複数受験）
「電気工事士」の免状を有し、試験の一部免除を受ける方に限り、「乙種第4類と乙種第7類」の組み合わせにより2種類の試験を同時に受験できます。
- (3) **併願及び複数受験する方で、書面による申請を行う場合は、受験願書は種類ごとに作成し、クリップ等で一括して留め、提出してください。（試験手数料もそれぞれ払い込みしてください。）**

8 試験時間

午前と午後に区分して実施する試験の種類と試験時間は、次表のとおりです。
なお、午前と午後に受験できる試験種類は、それぞれ一種類のみとなります。

区分	試験種類	試験時間帯
午前	乙種第1.2.3.4.5.6.7類	10:00～11:45（1時間45分）
	複数（乙種第4類と乙種第7類）	10:00～11:45（1時間45分）
午後	甲種特類	13:15～16:00（2時間45分）
	甲種第1.2.3.4.5類	13:15～16:30（3時間15分）

注1）試験科目の一部免除を受ける方は、試験時間が上記時間より短縮されます。**別記1**（P17～P19）を参照してください。不明な点又は詳細については、当支部にご連絡ください。

9 書面申請の方法

(1) 受験願書については、受験する種類（1種類に1枚）ごとに作成し、次表の書類の提出が必要です。提出書類に不備があった場合は、受験できない場合もありますので、ご注意ください。

提出書類名	留意点
①受験願書	試験手数料の払い込みだけでは受験できません。P13～P15の記入例を参照して記入し、必ず受験願書を提出してください。
②振替払込受付証明書（原本） （ゆうちょ銀行で払い込みをした方のみ）	・当センター指定の「振替払込受付証明書（お客さま用）」を願書B面の指定の欄にのり付けしてください。（P14を参照） ・願書に印字されている2次元コードから払い込みをした場合、決済完了番号を願書に記入してください。
③消防設備士免状の写し	既にいずれかの種類の消防設備士免状を取得している方は、願書B面裏の指定の欄にのり付けしてください。（P15を参照） 甲種を受験される方は、受験資格を証明する書類（写し可）の提出が必要です。（P20～P23を参照）ア、卒業を証明するもの イ、単位修得を証明するもの ウ、消防設備士を証明するもの エ、実務経験証明書 オ、その他の資格で証明するもの（他の国家試験による免許（証）状、免状、合格証明書等） 試験科目の一部免除を受ける方は、資格を証明する書類（写し可）の提出が必要です。（P5を参照） 該 当 者 の み
④甲種受験資格を証明する書類	
⑥資格を証明する書類	

※各種証明書類の写しは、表裏面も含め全体が確認できるもので、印影が欠けていないものとしてください。

※別途原本を確認させていただく場合がありますので、原本は保管しておいてください。

(2) 受験願書の提出場所等は、次表のとおりです。郵送する場合（**受付期間最終日の郵便局の消印のあるものは有効です。**）は、願書は折らないで寸法大の封筒に入れて提出してください。（願書提出は、試験日に係る受付期間内に限ります。）

受付メ切り日以降においては、受験内容についての変更はできませんので、ご注意ください。

受付時間	提出場所
午前9時00分から午後5時00分まで （土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始は除きます。）	一般財団法人 消防試験研究センター北海道支部 〒060-8603 札幌市中央区北5条西6丁目2-2 札幌センタービル12階

注）受験願書が受理されているかどうかの問い合わせには、対応することができませんのでご了承ください。
特定記録郵便、簡易書留などを利用して送付していただくと、郵便局ホームページ等で配達状況が確認できます。

10 電子申請の方法

令和6年7月1日より、すべての種類の試験で電子申請が可能となっています。

下記事項を確認の上、当センターのホームページの所定の画面から情報を入力してください。

なお、受付時間は、受験願書受付開始日の午前9時から受付最終日（終日受付）となります。

ただし、毎週土曜日の午前3時から午前5時まではシステムメンテナンスのため電子申請することはできません。

※次の方は電子申請ができないので書面申請をしてください。

- (1) 同日に危険物取扱者試験と消防設備士試験を午前・午後に分けて両方申請する方
- (2) 12桁の免状番号が掲載されていない免状をお持ちの方
(上記以外でも対応できない場合がありますので、その際はお問い合わせ願います。)

【電子申請の留意事項】

- (1) 受験票は、受験者自身がダウンロードし、印刷することが必要なため、自宅にプリンターがない場合はコンビニエンスストアのネットプリント等をご利用願います。
- (2) 申請には電子メールアドレスが必要です。〔フリーメール〕のアドレスは避けてください。
- (3) 既に免状の交付を受けている場合は、免状の記載事項に変更がないことが必要です。(免状の書換申請中の方は書面申請としてください。)
- (4) 受付メ切り日以降は受験内容の変更ができません。
- (5) 過去3年以内に、電子申請をした方又は書面で申請した方は、不合格となった試験種類のみ電子申請による同じ条件での再受験ができます。ただし、同一試験日に電子申請できる再受験の申請は1種類のみになります。
※前回受験した際の受験票（控）又は試験結果通知がない場合、再受験の申請はできません。
- (6) 選択した受験資格、科目免除に関わる証明書類は、当センターからのメールに記載されたURLからアップロードしますが、対応するファイル型式はJPEG、PDFのみです。
- (7) 各種証明書類の写しは、表裏面も含め全体が確認できるもので、印影が欠けていないものとしてください。(別途原本を確認する場合がありますので、原本は保管願います。)
- (8) 年間30名程度の電子申請をされる団体については、団体一括申請を利用できます。希望する場合は、申請予定の試験日にかかる受付期間開始1週間前までに当支部にご相談ください。
- (9) 複数受験又は併願受験申請をした方は、申請されたすべての種類の受験票を印刷し、証明写真をのり付けして試験会場に持参してください。受験票がすべて揃わない場合は受験できません。
- (10) 上記留意事項は概要ですので、詳細は当センターのホームページ〔「電子申請に関するQ & A」等〕で確認願います。

電子申請に関する問い合わせ先

一般財団法人 消防試験研究センター 電子申請室

専用電話（全国共通）0570-07-1000（有料）

受付時間 9：00～17：00（土日、祝日、休日、年末年始を除く）

（一財）消防試験研究センターホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp>

11 試験手数料の納入方法

- (1) 試験手数料

試験手数料（非課税）は次表のとおりです。

甲 種	乙 種
6,600円	4,400円

払い込まれた試験手数料は、お返しできません。
自己都合により試験を欠席してもお返しできません。(欠席の連絡は不要)

(2) 書面申請の場合

ア ペイジー決済、コンビニエンスストア決済、クレジットカード決済、スマホ決済

- ・受験願書（複写面（B面））に印刷された2次元コードから電子申請にアクセスし、返信されたメールに記載のURLから支払手続きをします。
- ・納付後は決済完了番号を2次元コードの下にある記入欄に必ず記載してください。

イ 郵便局等での払い込み（所定の手数料が必要です。）

- ・試験手数料は、受験願書と一緒に受領した指定の払込用紙を使って、郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込んでください。（**ATM機による払い込みは不可**）
- ・窓口から受領した「振替払込受付証明書（お客さま用）」（原本）を受験願書のB面の試験手数料欄にのり付けしてください。（**本人控え用の「振替払込請求書兼受領証」を貼付した場合は、再度、振替払込受付証明書（お客さま用）を提出してもらいますので、ご注意ください。**）
- ・併願又は複数受験の場合は、種類ごとに払い込みし、それぞれの受験願書（B面）にのり付けしてください。

この部分を貼ると無効となり、受験できなくなります。

この赤い太枠で囲まれた部分を受験願書に貼ってください。（必ず指定の払込用紙を使用してください）

この要領証は、大切に保管してください。

本人保管用

この要領証は、大切に保管してください。

受験願書貼付用

この受付証明書は、日附印を押印し、依頼人に交付してください。

払込金額を記入してください。（金額は上記の手数料欄を参照願います。）金額の前に必ず¥マークを記入してください。

必ず郵便局の日附印を確認してください。※日附印がないものは無効

(3) 電子申請の場合

電子申請による払込方法は、次の4種類から選択できます。

払込手数料は、1件230円（税込み）です。

団体一括電子申請（P7（電子申請の留意事項）参照）の場合はかかりません。

決済方法	決済内容
クレジットカード	VISA、JCB、Mastercard、アメリカン・エクスプレス、ダイナースクラブ
ペイジー（Pay-easy）	情報リンク方式、オンライン方式
コンビニエンスストア	セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート、デイリーヤマザキ（デイリーヤマザキは一部店舗を除く。）
スマホ決済	PayPay、メルペイ

注1）「振替払込受付証明書（お客さま用）」を紛失、汚損等により受験願書に貼付できない場合、当センターでは責任を負えませんので、くれぐれも紛失、汚損等しないようにしてください。

注2）紛失、汚損等した場合には、再度払込みの上、新たな「振替払込受付証明書（お客さま用）」を受験願書に貼り付けてください。

なお、再度払い込みをした後で、紛失した「振替払込受付証明書（お客さま用）」を発見したときは、還付申請により先に払い込まれた試験受験料をお返しします。

12 受験票及び写真について

受験票の送付	書面申請	試験日の約10日位前に郵送します。 受験票が試験日直前の月曜日までに届かない場合は、必ず試験前々日（祝日を除く月曜日から金曜日）の17時までに当支部へ連絡してください。
	電子申請	申請時に入力された電子メールアドレスあてに「受験票ダウンロード可能メール」を試験日の約10日位前に送信します。受験者本人がダウンロードして受験票を印刷してください。

受験票の内容をよく確認し、受験票に受験者氏名を記入し、写真を貼って試験会場に持参してください。

- ・氏名（誤字）・住所に誤りがある場合
試験当日、試験監督員から記載事項の修正用紙を受取り、正しい内容を記入し提出してください。
- ・試験の種類・免除科目に誤りがある場合
試験日直前の水曜日の17時までに当支部へ連絡してください。ただし、申請者の記載及び入力誤りがあるものや試験当日の申し出には応じられません。
- ・受験票を紛失した場合
試験当日、写真付きの身分を証明できる物（運転免許証など）と写真（1枚）を必ず持参し、試験会場（試験事務局）にお越しください。受験票を再発行します。

- (1) 受験票がない場合、写真を貼っていない場合、本人と確認できない写真を貼っている場合は、受験できないことがありますのでご注意ください。
- (2) 受験票（控）は、合格発表の確認に必要です。また、甲種を再受験される方は、資格の証明に代えることができるので、大切に保管してください。

免状を持っている皆さんへ

10年目ごとの免状更新がルールです。

平成27年以前に交付された免状を持ち、交付年月日から10年を超えて写真の書換えをしていない方は、速やかに**更新手続き**を行ってください。

消防設備士免状

氏 名 消防 二郎

生年月日 昭和60年08月01日 本籍 北海道

種類等	交付年月日	交付番号	交付知事
甲種特類			
甲種1類			
甲種2類			
甲種3類			
甲種4類			
甲種5類			
乙種1類	H27.05.20	00005	北海道
乙種2類			
乙種3類			
乙種4類	H18.10.10	00021	北海道
乙種5類			
乙種6類			
乙種7類			



写真の書換えは
平成37年
〇月〇日まで
2015 2300 1234

印
北海道知事

平成37年以前の年月日
が記載されている免状
は更新が必要です。

・・・ 受験票は必ず記載内容を確認して、試験当日写真を貼って持参してください。・・・

《書面申請による受験票の見本》

消防設備士試験 受験票(控)			
受験番号	02-0001 試験の種類 甲種第4類		
カナ氏名	セツビ シロウ		
氏名	設備 志郎		
試験日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日(2/2) 12時50分集合 13時15分試験開始		
試験会場	〇〇〇〇試験会場 〇〇市〇〇区〇〇町 1-1-1		
(試験室)	01001講義室		
免除科目	免除科目なし	資格判定 コード	01
既得免状			

注:記載内容を確認し、訂正箇所がありましたら、ご連絡ください。
受験票裏面の注意事項をよくお読みください。

受験の際は、試験会場をご確認ください。
次の場合は受験することができません。
1 受験票がない場合
2 受験票に写真を貼っていない場合
3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
この受験票(控)は、合格発表の確認と再受験の申し込み
に必要ですので、大切に保管してください。

複数受験者の方は
「複数受験者の座席番号」
が記載されます。

試験当日、必ず写真
を貼って持参してく
ださい。

《電子申請による受験票の見本》

消防設備士試験 受験票			
受験番号	02-0001 試験の種類 甲種第4類		
カナ氏名	セツビ シロウ		
氏名	設備 志郎		
試験日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日(2/2) 12時50分集合 13時15分試験開始		
試験会場	〇〇〇〇試験会場 〇〇市〇〇区〇〇町 1-1-1		
(試験室)	01001講義室		
免除科目	免除科目なし	資格判定 コード	01
既得免状			

注:記載内容を確認し、訂正箇所がありましたら、ご連絡ください。
受験票裏面の注意事項をよくお読みください。

受験の際は、試験会場をご確認ください。
次の場合は受験することができません。
1 受験票がない場合
2 受験票に写真を貼っていない場合
3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
この受験票(控)は、合格発表の確認と再受験の申し込み
に必要ですので、大切に保管してください。

氏名を記入してください。

写真について

- ・ 受験日前6ヵ月以内に撮影した写真。
- ・ 正面、無帽(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く)、無背景、上三分身像のもの。
- ・ 縦4.5cm、横3.5cmの大きさで枠なしの鮮明なもの、又はパスポート規格
- ・ 背景と髪の色が同系色でなく、影がないもの
- ・ 裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入してください。
- ・ 写真は、受験者本人の確認及び免状作成の際に使用します。
- ・ 写真専用紙でない紙に印刷(プリント)したデジタル写真は使用できません。
- ・ セロハンテープ不可

良い写真



悪い写真



顔が大きい
(頭が切れている)

- ・ 髪が目にかからないこと。
- ・ イヤホン、マスク、サングラスは不可

受験票印刷可能メール
を送信しますのでダウ
ンロードしてA4の用
紙に印刷してください。
印刷の際は縮小しな
いでください。

印字されている住所を
確認してください。

消防設備士試験 受験票(控)

消防設備士試験 受験票(控)			
受験番号	02-0001 試験の種類 甲種第4類		
カナ氏名	セツビ シロウ		
氏名	設備 志郎		
試験日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日(2/2) 12時50分集合 13時15分試験開始		
試験会場	〇〇〇〇試験会場 〇〇市〇〇区〇〇町 1-1-1		
(試験室)	01001講義室		
免除科目	免除科目なし	資格判定 コード	01
既得免状			
受験者 現住所	北海道〇〇市〇〇町1-1		

注:記載内容を確認し、訂正箇所がありましたら、ご連絡ください。
注意:住所をよくお読みください。

受験の際は、試験会場をご確認ください。
次の場合は受験することができません。
1 受験票がない場合
2 受験票に写真を貼っていない場合
3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
この受験票(控)は、合格発表の確認と再受験の申し込み
に必要ですので、大切に保管してください。

13 合格基準

(1) 甲種特類

筆記試験で「消防関係法令」、「工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法」、「工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識」の各科目の正答率が40%以上で、かつ、全体の出題数の正答率が60%以上であること。実技試験はありません。

(2) 甲種（特類以外）及び乙種

筆記試験で「消防関係法令」、「基礎的知識」、「構造・機能及び工事・整備」の各科目の正答率が40%以上で、かつ、全体の出題数の正答率が60%以上で、さらに、実技試験の正答率が60%以上であること。

なお、試験科目の一部免除を受けた場合は、免除されていない出題数で上記の基準を満たした方が合格となります。

(3) 実技試験の採点は、消防法施行規則第33条の9の規定により、筆記試験が合格基準に達した方を対象としています。

【例示】甲種（第1～5類）を受験した場合の合格基準例（試験科目の一部免除を受けない場合の例）

	各科目	各科目の 正答数／出題数（正答率）	全体の 正答数／出題数（正答率）	試験結果
筆記	消防関係法令	10問／15問（66%）	27問／45問（60%）	合格
	基礎的知識	4問／10問（40%）		
	構造・機能及び工事・整備	13問／20問（65%）		
	※全体の正答率は科目の正答率の合計をその科目数で割ったものではないので、ご注意ください。			
実技	正答率が60%以上（鑑別等5問、製図2問）			

14 合格発表

試験結果は下表の3通りの方法で発表します。

なお、試験の可否及び採点結果等に関するお問い合わせには、一切お答えできません。

発表方法	備 考
当センター北海道支部 掲示板	合格発表日に消防試験研究センター北海道支部の掲示板に合格者の受験番号を公示します。（札幌市中央区北5条西6丁目2-2（札幌センタービル12階））
ホームページ	合格発表日の正午から当センターホームページに合格者の受験番号を掲載します。 (https://www.shoubo-shiken.or.jp)
試験結果通知書	合格発表日に受験者全員に郵送します。（圧着ハガキ）

15 合格後の免状交付申請の手続き

- (1) 試験に合格された方は、「消防設備士免状交付申請書」（左面の「試験結果通知書」は切り離さない）により関係書類を添付のうえ、速やかに当支部に提出（持参又は郵送）するようご協力ください。
- (2) バーコードの部分は汚したり折り曲げないようにしてください。
- (3) 申請手数料として、北海道収入証紙（2,900円）が必要ですので、北洋銀行等で購入してください。（他の都府県にお住まいの方で、北海道収入証紙が入手困難な場合は、現金2,900円と免状交付申請書、返送用封筒を現金書留郵便で送付してください。）

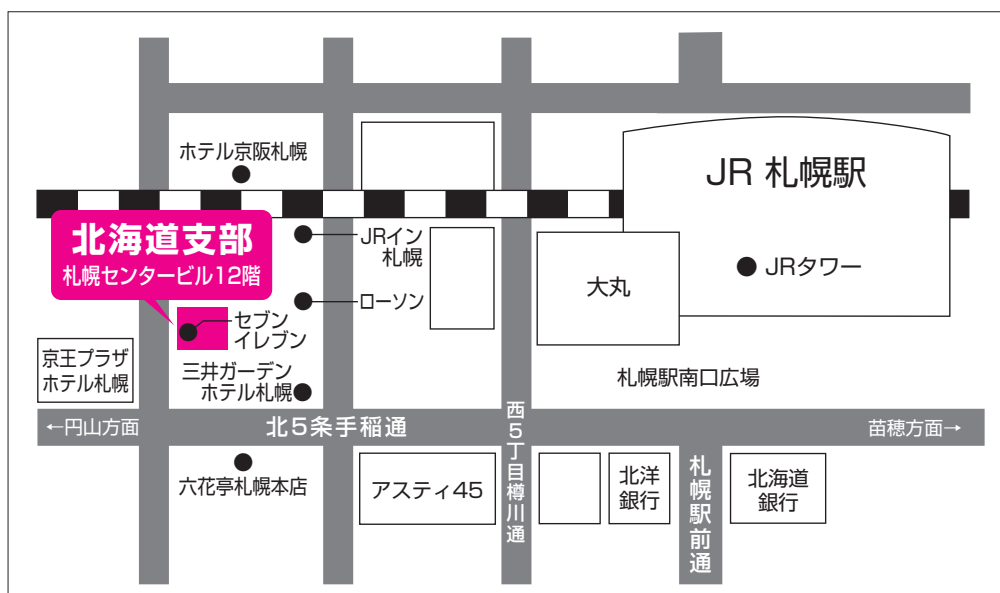
16 その他の注意事項

- (1) 試験会場への電話の問い合わせや試験日以外に試験会場の下見を行うことはできません。
(下記の問い合わせ先に連絡してください。)
- (2) 試験当日は、試験開始前に受験上の留意事項などを説明しますので、受験票に記載してある試験会場を確認のうえ、集合時間までに必ず着席してください。
- (3) 試験開始時間から30分以降の遅刻者は受験できません。また、試験開始後35分間は退室できません。
- (4) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など、受験に際して特別な措置を希望される方は、受験申請時に当支部にご連絡ください。
- (5) 試験会場によっては、上履きと下履きを入れる袋が必要となりますので、受験票を確認してください。
- (6) 試験問題集、解答カードは持ち帰り禁止です。問題集の一部を切り取ったり、カメラ等で撮影することは、不正行為となり退場処分のうえ、失格となります。
- (7) 電卓、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ、スマートグラス等の電子機器類を使用した場合、不正行為とみなし失格とします。これらの電子機器類は必ず電源を切り、カバン等にしまってください。(これらの電子機器類を時計として使用することはできません。)また、試験監督員等の指示に従わない場合は退場を命じ、失格とすることがあります。
- (8) 試験会場によっては、駐車場がない所があります。駐車場のない会場では、会場周辺に違法駐車、迷惑駐車は絶対にしないでください。マイカーの利用による事故や駐車に関するトラブル等には一切責任を負いません。
- (9) 事故等により会場や日程を変更する場合には、当支部からの緊急情報としてホームページに掲載します。特に、気象庁が発表する特別警報等の防災情報に対処して試験日等を変更する場合の緊急情報は、試験開始時刻の2時間前までに掲示します。
- (10) 試験会場周辺での特定業者によるパンフレットやチラシ等の配付は、当支部とは一切関係ありません。

試験案内に関する問い合わせ先

☎060-8603 一般財団法人 消防試験研究センター北海道支部
札幌市中央区北5条西6丁目2-2 札幌センタービル12階
☎ (011) 205-5371 FAX (011) 205-5373
受付時間 9:00~17:00 (土日、祝日、休日、年末年始を除く)

※ 消防試験研究センターは試験実施機関であり、受験準備のための講習会や参考書等の出版は、一切行っておりません。



～書面申請～ 受験願書の記入例（A面）

注意事項

- ◎ 2枚複写です。受験願書A面の右下の（記入上の注意）をよく読み、記入例にしたがって作成してください。
- ◎ 年月日を記入するすべての欄は、1桁の数字の場合、0を前に付けてください。
- ◎ 書き損じた場合は、横2本線を引いて、その上方に正しく書いてください。
- ◎ 複数の試験を受ける方は、それぞれに受験願書を作成し、同時に提出してください。（試験手数料もそれぞれ払い込みをしてください。）

12 消防設備士試験受験願書（全国共通）

左づめで記入し、濁点・半濁点は1マスとってください。

左づめで記入してください。外国籍の受験者は、住民基本台帳に記載されている漢字又はパスポートに記載されているアルファベット氏名を記入してください。

必ず記入してください。

マスが不足する場合は郵便が届く程度に省略してください。

試験案内の別記3を確認して記入してください。

試験案内のP20～23の略称を記入してください。

試験の一部免除の資格のある方は、資格の種類ごとに免除を「受ける」か「受けない」に○を付けてください。それぞれの免状を持っている方は「受けない」欄に○を付けてください。

2種類を受験する方はそれぞれの願書に他の種類を記入してください。

必ずどちらかを○印してください。

免状を申請中の方は申請中と記入し、申請月日も記入してください。

免状のコピーをB面裏に貼ってください。

免状の交付番号を記入してください。

一般財団法人 消防試験研究センター理事長 殿	都道府県名	北海道	申請日	令和07年06月16日
申請者氏名	氏名	氏名	フリガナ・氏名は、氏名に付けて、左づめで記入してください。	
氏名	設備	志郎		
生年月日	昭和41年07月28日	本籍	北海道	都道府県コード
郵便番号	060-0005	自宅電話番号又は携帯電話番号	011-205-5373	
住所	北海道札幌市中央区北5西6-2-1	勤務先名又は学校名	(株)〇〇設備工場	
	北海道マンション2F-203	連絡先電話番号(携帯電話も可)	011-205-5371	

本籍の都道府県名を記入してください。外国籍の場合は、「外国籍」と記入してください。

受験願書B面裏面の「都道府県コード」を記入してください。

書類等に不備があった場合の連絡手段として、メールによる連絡を希望する方はメールアドレスを記入してください。（携帯電話アドレス可）

主となるものに○印をつけてください。

試験日	令和07年07月27日	メールアドレス(任意)	@
試験種類	甲種 第2種 第4類	他の都道府県での受験申請状況	
受験地	札幌市	都道府県コード	試験種類
甲種受験資格	特類	試験日	
特類以外	電気工事士	試験日	
試験の免除	技術士等の資格による試験の免除を「受ける」(受けない) 電気工事士免状による試験の免除を「受ける」(受けない) 電気主任技術者免状による試験の免除を「受ける」(受けない) 消防設備士免状による試験の免除を「受ける」(受けない) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関科を修了したことによる試験の免除を「受ける」(受けない)	該当する職業等に1つだけ○を記入してください	
同時に複数の試験を受ける者は、この願書以外に受ける種類を記入すること	甲種 第2種 第2類 甲種 第2種 第1類	① 学生 ⑥ ビル管理業 ② 消防設備業 ⑦ ビル警備業 ③ 電気工事業 ⑧ 公務員 ④ 管工事業 ⑨ その他 ⑤ 建築業	

免状取得の有無について記入してください	1 有 0 無	免状番号	201456789012
元号コード	免状交付年月日	交付番号	*入力番号
甲特	年 月 日		交付知事
甲1	年 月 日		コード
甲2	年 月 日		
甲3	年 月 日		
甲4	年 月 日		
甲5	年 月 日		
乙1	年 月 日		
乙2	年 月 日		
乙3	年 月 日		
乙4	04年01月10日	00200	北海道 01
乙5	年 月 日		
乙6	年 月 日		
乙7	06年09月28日	00011	北海道 01

免状番号は免状の写真に記されている番号です。古い免状で記載されている場合があります。

受験願書B面裏面の「都道府県コード」を記入してください。

*団体コード [] *受付機関コード [] *分種類コード [] (A面) 試験センター発行

～書面申請～ 受験願書の複写面（B面）

注意事項

- ◎B面は複写式となっています。2次元コード経由で払込みをした場合の決裁完了番号以外に、記入する項目はありません。
- ◎郵便局またはゆうちょ銀行で試験手数料を払い込んだ場合、窓口で受領した「振替払込受付証明書（お客さま用）」を所定の場所に貼ってください。

試験手数料の納入方法の詳細についてはP7の「11 試験手数料の納入方法」の内容をお読みください。

別記様式第1号の6（第33条の13関係）

12 消防設備士試験受験願書

一般財団法人 消防試験研究センター理事長 殿 都道府県名 **北海道** 申請日 **令和07年 06月 16日**

申請者氏名 **フリガナ セツビ シロウ**
設備 志郎

生年月日 **大昭和 41年 07月 28日** 日生 本籍 **北海 釧路府県**

郵便番号 **060-0005** 自宅電話番号 又は携帯電話番号 **011-205-5373**

住所 **北海道札幌市中央区 北5西6-2-1** 勤務先等連絡先 **(株)〇〇設備工場**

北海マンション2F-203 連絡先電話番号 **011-205-5371** 内線()

試験日 **令和07年 07月 27日**

試験種類 **甲種 乙種 第4類**

受験地 **札幌市**

甲種受験資格 **特類**

試験の免除 **電気工事士**

技術士等の資格による試験の免除を **受ける**

電気工事士免状による試験の免除を **受ける**

消防設備士免状による試験の免除を **受ける**

5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関科を修了したことによる試験の免除を **受ける**

◎2次元コード経由で払込みの場合

※令和7年4月1日からご利用いただけます。

左記の2次元コードで手数料の払込みができます。

- ・2次元コードで手数料を払込む場合は、同封されている払込用紙は使用しないでください。
- ・2次元コード読み取り先の注意事項をよくお読みになり、試験日、受験地、試験種類を確認し、記入した願書情報と異なる試験を選択しないようにしてください。
- ・この願書と2次元コードは、固有の識別番号でペアになっております。必ずこの2次元コードを使用してください。

利用できる決済手段：クレジットカード、コンビニエンスストア、ページー、PayPay、メルペイ

決済完了番号（18桁）

※必ず決済完了番号を下欄に記入してください。

12-123456-789-1234567

◎払込用紙で払込みの場合

ここに「振替払込受付証明書」を貼ってください。

振替払込受付証明書（お客さま用）
（郵便局・ゆうちょ銀行・ご依頼人）
この証明書を添付し、お申し込みください。
（依頼人に交付してください）

払込額 **¥6600**

加入者氏名 **一般財団法人 消防試験研究センター**

加入者番号 **00170-3-136220**

ご依頼人住所 **札幌市中央区〇〇〇〇〇**

氏名 **設備 志郎**

電話 **011-205-5373**

（郵便局へ）→日附印を押し

貼ってください

受験願書に

日附印

日附印なき証明書は無効
（払込人・消防試験研究センター）
（承認番号第2015号）

郵便局・ゆうちょ銀行で払込みした場合

- 赤枠部分の証明書を指定の欄に貼付してください。
- 貼付するときは全面のり付けとし、セロハンテープは使用しないでください。
- 金額訂正のある証明書、また郵便局の日附印がない証明書は受付できませんのでご注意ください。

願書識別番号：1120112345673

12345

(B面)

2次元コード経由で払込みの場合

- 18桁の決済完了番号を必ず記入してください。記入がない願書は受付できない場合があります。

～書面申請～ 受験願書のB面裏

甲種の受験資格又は試験の一部免除の資格を証明する書類（写し可）をこの欄に貼ってください。

各種証明書等貼付欄
この部分にのりづけしてください。
なお、この部分に「振替払込受付証明書」は貼付しないでください。

都道府県等コード表

北海道01	福島07	東京13	山梨19	滋賀25	鳥取31	香川37	熊本43
青森02	茨城08	神奈川14					
岩手03	栃木09	新潟15					
宮城04	群馬10	富山16					
秋田05	埼玉11	石川17					
山形06	千葉12	福井18					

- ・「乙種の免状交付後2年以上の整備又は工事の補助者として5年以上の実務経験」の受験資格で甲種を受験する方は、会社等の証明が必要です。
- ・消防行政に係る事務のうち、消防用設備等に関する事務について、3年以上の実務経験を有する方は、所属する機関の証明が必要です。

消防用設備等実務経験証明書

氏名	年 月 日生	
経験内容	1 整備経験 2 工事補助経験 3 その他（ ）	
実務経験期間	年 月 日から 年 月 日まで （ 年 月）	
消防用設備等の種類		
上記のとおり相違ないことを証明します。		
証明年月日	年 月 日	
事業所名		
証明者	役職	印
	氏名	
	電話	印

該当するものに○を付けてください。

- ・整備又は工事の補助をした消防用設備等の種類を必ず記入すること。
※ 例 ～ 自動火災報知設備等・・・
- ・消防行政に3年以上の実務経験を有する方は、具体的に業務名を記入すること。
※ 例 ～ 予防係3年勤務、防火対象物の査察等・・・

管理職以上の職

事業所（会社等）の印

証明者の役職印又は私印

既得消防設備士免状（コピー）貼付欄

裏

表

現在、消防設備士免状をお持ちの方は**必ず免状の写し（表・裏）**を貼ってください。

※各証明書等について、内容確認のため連絡をさせていただくことがあります。

受験願書を郵送する際、宛名ラベルとして活用してください。北海道以外で受験希望の方は、このラベルは使用できません。



0 6 0 8 6 0 3

札幌市中央区北5条西6丁目2-2

札幌センタービル12階

(一財)

消防試験研究センター

北海道支部行

申請者が、
必ず郵便切手
を貼ってくだ
さい。

(消防設備士受験願書在中)

注) 受験願書が受理されているかどうかの問合せには応じることができません。
特定記録郵便、簡易書留などを利用して送付していただくと、郵便局ホームページ等で配達状況が確認できます。

試験科目の一部免除による試験時間等一覧表

受験種類	甲種受験者 免 除 資 格		免 除 内 容									試験時間
			法令		基礎的知識		構造機能			実技試験		
			共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等	製図	
	試 験 問 題 数		8	7	6	4	10	6	4	5	2	
甲種第1類	設 備 士 免状所持者	甲種4・5類の免状所持者	Ⓐ									3時間00分
		甲種2・3類の免状所持者	Ⓐ		Ⓐ	Ⓐ						2時間30分
	電工又は電主の免状所持者					Ⓐ		Ⓐ				3時間00分
	複 数 の 資格所持者	甲種4・5類＋電工又は電主	Ⓐ			Ⓐ		Ⓐ				2時間30分
		甲種2・3類＋電工又は電主	Ⓐ		Ⓐ	Ⓐ		Ⓐ				2時間30分
		技術士＋甲種2～5類	Ⓐ		Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ			1時間30分
	技術士の資格所持者(機械又は衛生工学部門)				Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ			1時間45分
甲種第2類	設 備 士 免状所持者	甲種4・5類の免状所持者	Ⓐ									3時間00分
		甲種1・3類の免状所持者	Ⓐ		Ⓐ	Ⓐ						2時間30分
	電工又は電主の免状所持者					Ⓐ		Ⓐ				3時間00分
	複 数 の 資格所持者	甲種4・5類＋電工又は電主	Ⓐ			Ⓐ		Ⓐ				2時間30分
		甲種1・3類＋電工又は電主	Ⓐ		Ⓐ	Ⓐ		Ⓐ				2時間30分
		技術士＋甲種1・3～5類	Ⓐ		Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ			1時間30分
	技術士の資格所持者（機械又は化学部門）				Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ			1時間45分
甲種第3類	設 備 士 免状所持者	甲種4・5類の免状所持者	Ⓐ									3時間00分
		甲種1・2類の免状所持者	Ⓐ		Ⓐ	Ⓐ						2時間30分
	電工又は電主の免状所持者					Ⓐ		Ⓐ				3時間00分
	複 数 の 資格所持者	甲種4・5類＋電工又は電主	Ⓐ			Ⓐ		Ⓐ				2時間30分
		甲種1・2類＋電工又は電主	Ⓐ		Ⓐ	Ⓐ		Ⓐ				2時間30分
		技術士＋甲種1・2・4・5類	Ⓐ		Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ			1時間30分
	技術士の資格所持者（機械又は化学部門）				Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ			1時間45分

	試 験 問 題 数		8	7	—	10	—	12	8	5	2	
甲種第4類	設備士免状	甲種1～3・5類の所持者	Ⓜ		—		—					3時間00分
		電工の免状所持者			—	Ⓜ	—	Ⓜ		問1 Ⓜ		2時間30分
		電主の免状所持者			—	Ⓜ	—	Ⓜ				2時間30分
	複 数 の 資格所持者	甲種1～3・5類+電工	Ⓜ		—	Ⓜ	—	Ⓜ		問1 Ⓜ		1時間45分
		甲種1～3・5類+電主	Ⓜ		—	Ⓜ	—	Ⓜ				1時間45分
	技術士の資格所持者(電気又は電子部門)				—	Ⓜ	—	Ⓜ	Ⓜ			1時間45分
	複 数 の 資格所持者	技術士+甲種1～3・5類	Ⓜ		—	Ⓜ	—	Ⓜ	Ⓜ			1時間30分
		技術士+電工			—	Ⓜ	—	Ⓜ	Ⓜ	問1 Ⓜ		1時間45分
		技術士+甲種1～3・5類+電工	Ⓜ		—	Ⓜ	—	Ⓜ	Ⓜ	問1 Ⓜ		1時間30分

	試 験 問 題 数		8	7	10	—	12	—	8	5	2	
甲種第5類	設備士免状	甲種1～4類の所持者	Ⓜ			—		—				3時間00分
		複数の資格所持者 技術士+甲種1～4類	Ⓜ		Ⓜ	—	Ⓜ	—	Ⓜ			1時間30分
	技術士の資格所持者(機械部門)				Ⓜ	—	Ⓜ	—	Ⓜ			1時間45分

受験種類	乙種受験者 免 除 資 格		免 除 内 容									試験時間
			法 令		基礎的知識		構造機能			実技試験		
			共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等	製図	
	試 験 問 題 数		6	4	3	2	8	4	3	5	—	
乙種第1類	設 備 士 免状所持者	甲種1・4・5類・乙種4～7類	㊟								—	1時間30分
		甲種2・3類・乙種2・3類	㊟		㊟	㊟					—	1時間15分
	電工又は電主の免状所持者					㊟		㊟			—	1時間30分
	複 数 の 資格所持者	甲種1・4・5類・乙種4～7類+電工又は電主	㊟			㊟		㊟			—	1時間15分
		甲種2・3類・乙種2・3類+電工又は電主	㊟		㊟	㊟		㊟			—	1時間00分
		技術士+甲種1～5類・乙種2～7類	㊟		㊟	㊟	㊟	㊟	㊟		—	35分
	技術士の資格所持者(機械又は衛生工学部門)				㊟	㊟	㊟	㊟	㊟		—	45分
乙種第2類	設 備 士 免状所持者	甲種2・4・5類・乙種4～7類	㊟								—	1時間30分
		甲種1・3類・乙種1・3類	㊟		㊟	㊟					—	1時間15分
	電工又は電主の免状所持者					㊟		㊟			—	1時間30分
	複 数 の 資格所持者	甲種2・4・5類・乙種4～7類+電工又は電主	㊟			㊟		㊟			—	1時間15分
		甲種1・3類・乙種1・3類+電工又は電主	㊟		㊟	㊟		㊟			—	1時間00分
		技術士+甲種1～5類・乙種1・3～7類	㊟		㊟	㊟	㊟	㊟	㊟		—	35分
	技術士の資格所持者(機械又は化学部門)				㊟	㊟	㊟	㊟	㊟		—	45分
乙種第3類	設 備 士 免状所持者	甲種3～5類・乙種4～7類	㊟								—	1時間30分
		甲種1・2類・乙種1・2類	㊟		㊟	㊟					—	1時間15分
	電工又は電主の免状所持者					㊟		㊟			—	1時間30分
	複 数 の 資格所持者	甲種3～5類・乙種4～7類+電工又は電主	㊟			㊟		㊟			—	1時間15分
		甲種1・2類・乙種1・2類+電工又は電主	㊟		㊟	㊟		㊟			—	1時間00分
		技術士+甲種1～5類・乙種1・2・4～7類	㊟		㊟	㊟	㊟	㊟	㊟		—	35分
	技術士の資格所持者(機械又は化学部門)				㊟	㊟	㊟	㊟	㊟		—	45分

	試 験 問 題 数		6	4	—	5	—	9	6	5	—	
乙種第4類	設 備 士 免状所持者	甲種1～5類・乙種1～3・5・6類	Ⓐ		—		—				—	1時間30分
		乙種7類	Ⓐ		—	Ⓐ	—				—	1時間15分
	電工の免状所持者				—	Ⓐ	—	Ⓐ		問1 Ⓐ	—	1時間00分
	電主の免状所持者				—	Ⓐ	—	Ⓐ			—	1時間15分
	複 数 の 資格所持者	甲種1～5類・乙種1～3・5～7類+電工	Ⓐ		—	Ⓐ	—	Ⓐ		問1 Ⓐ	—	45分
		甲種1～5類・乙種1～3・5～7類+電主	Ⓐ		—	Ⓐ	—	Ⓐ			—	45分
	技術士の資格所持者（電気又は電子部門）				—	Ⓐ	—	Ⓐ	Ⓐ		—	45分
	複 数 の 資格所持者	技術士+甲種1～5類・乙種1～3・5～7類	Ⓐ		—	Ⓐ	—	Ⓐ	Ⓐ		—	35分
		技術士+電工			—	Ⓐ	—	Ⓐ	Ⓐ	問1 Ⓐ	—	45分
技術士+甲種1～5類・乙種1～3・5～7類+電工		Ⓐ		—	Ⓐ	—	Ⓐ	Ⓐ	問1 Ⓐ	—	35分	
乙種第7類	設 備 士 免状所持者	甲種1～3・5類・乙種1～3・5・6類	Ⓐ		—		—				—	1時間30分
		甲種4類・乙種4類	Ⓐ		—	Ⓐ	—				—	1時間15分
	電工の免状所持者				—	Ⓐ	—	Ⓐ		Ⓐ	—	1時間00分
	電主の免状所持者				—	Ⓐ	—	Ⓐ			—	1時間15分
	複 数 の 資格所持者	甲種1～5類・乙種1～6類+電工	Ⓐ		—	Ⓐ	—	Ⓐ		Ⓐ	—	35分
		甲種1～5類・乙種1～6類+電主	Ⓐ		—	Ⓐ	—	Ⓐ			—	45分
	技術士の資格所持者（電気又は電子部門）				—	Ⓐ	—	Ⓐ	Ⓐ		—	45分
	複 数 の 資格所持者	技術士+甲種1～5類・乙種1～6類	Ⓐ		—	Ⓐ	—	Ⓐ	Ⓐ		—	35分
		技術士+電工			—	Ⓐ	—	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	—	35分
技術士+甲種1～5類・乙種1～6類+電工		Ⓐ		—	Ⓐ	—	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	—	35分	

	試 験 問 題 数		6	4	—	5	—	9	6	5	—	
複 数	乙種第4類 乙種第7類	電工の免状所持者			—	免	—	免		問1免	—	1時間45分
					—	免	—	免		免	—	
	乙種第4類 乙種第7類	複 数 の 資格所持者	設備士免状甲種1～5類・ 乙種1～3・5・6類+電工	免	—	免	—	免		問1免	—	1時間30分
				免	—	免	—	免		免	—	

受験種類	乙種受験者 免 除 資 格		免 除 内 容								試験時間	
			法 令		基礎的知識		構造機能		実技試験			
			共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等		製図
	試 験 問 題 数		6	4	5	—	9	—	6	5	—	
乙種第5類	設 備 士 免状所持者	甲種1～5類・乙種1～4・7類	Ⓐ			—		—			—	1時間30分
		乙種6類	Ⓐ		Ⓐ	—		—			—	1時間15分
	技術士の資格所持者（機械部門）				Ⓐ	—	Ⓐ	—	Ⓐ		—	45分
	複数の資格所持者	技術士+甲種1～5類・乙種1～4・6・7類	Ⓐ		Ⓐ	—	Ⓐ	—	Ⓐ		—	35分
	特定の消防団員				Ⓐ	—		—		Ⓐ	—	1時間15分
	複数の資格 等 所 持 者	特定の消防団員+ 甲種1～5類・乙種1～4・6・7類	Ⓐ		Ⓐ	—		—		Ⓐ	—	1時間00分
		特定の消防団員+技術士			Ⓐ	—	Ⓐ	—	Ⓐ	Ⓐ	—	35分
		特定の消防団員+技術士+ 甲種1～5類・乙種1～4・6・7類	Ⓐ		Ⓐ	—	Ⓐ	—	Ⓐ	Ⓐ	—	35分
乙種第6類	設 備 士 免状所持者	甲種1～4類・乙種1～4・7類	Ⓐ			—		—			—	1時間30分
		甲種5類・乙種5類	Ⓐ		Ⓐ	—		—			—	1時間15分
	技術士の資格所持者（機械部門）				Ⓐ	—	Ⓐ	—	Ⓐ		—	45分
	複数の資格所持者	技術士+甲種1～5類・乙種1～5・7類	Ⓐ		Ⓐ	—	Ⓐ	—	Ⓐ		—	35分
	特定の消防団員				Ⓐ	—		—		Ⓐ	—	1時間15分
	複 数 の 資 格 所 持 者	特定の消防団員+ 甲種1～5類・乙種1～5・7類	Ⓐ		Ⓐ	—		—		Ⓐ	—	1時間00分
		特定の消防団員+技術士			Ⓐ	—	Ⓐ	—	Ⓐ	Ⓐ	—	35分
		特定の消防団員+技術士+ 甲種1～5類・乙種1～5・7類	Ⓐ		Ⓐ	—	Ⓐ	—	Ⓐ	Ⓐ	—	35分

注1) 乙種第5類及び第6類に限り、特定の消防団員の資格による科目免除を受けることができます。

注2) 上記表中の記号及び単語の説明は次のとおりです。

- Ⓐ印は、試験問題の科目免除を示す。
- 「—」印は、試験問題がないことを示す。(例えば、乙種第5類、第6類の場合は、電気に関する出題がなく、機械に関する出題である。)
- 「問1 Ⓐ」とは、実技試験の鑑別等の問1の問題が免除であることを示す。
- 「設備士」とは、消防設備士
- 「電 工」とは、電気工事士
- 「電 主」とは、電気主任技術者
- 「技術士」とは、消防法施行規則第33条の8第4号に該当するもので、次表の部門に応じて試験の指定区分の類に限り免除がある。

部 門	試験の指定区分	部 門	試験の指定区分
機 械 部 門	第1、2、3、5、6類	化 学 部 門	第2、3類
電 気 ・ 電 子 部 門	第4、7類	衛 生 工 学 部 門	第 1 類

- 「特定の消防団員」とは、消防団員として5年以上勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方。

注3) 日本消防検定協会又は指定検定機関の職員で科目免除を受ける方は、当支部にお問い合わせください。

甲種消防設備士試験の受験資格

- 1 次表に示す対象者に該当する方は、消防設備士試験の甲種の受験資格があります。
- 2 受験資格は、大別して国家資格等によるものと学歴によるものの2種類があります。受験願書A面の「甲種受験資格」欄に、次表の記入略称欄に該当する【 】内の略称を記入してください。
- 3 提出する証明書類は写し可です（原寸が大きいものはA4に縮小し、また、両面に記載のあるものなどは、それぞれ写しをとって提出願います）。
- 4 「実務経験証明書」は、事業主（会社）等の証明です。受験願書「B面裏」の様式を使用して直接記入押印して提出するか、当センターのホームページからダウンロードした様式に記入押印したもの（写し可）を提出してください。
- 5 過去に消防設備士試験の甲種を受験された方は、その時の「受験票（控）」又は「試験結果通知書」（資格判定コード欄に番号が印字されているものに限る。（写し可））を提出することにより、受験資格の証明書に代えることができます（この場合も、受験資格の略称は願書受験資格欄に必ず記載してください）。ただし、「工事補助5年」の受験資格の場合は、添付する過去の受験票等と同じ指定区分を受験する場合に限ります。

◆国家資格等による受験資格

◎甲種特類

対 象 者	資 格 内 容	願書受験資格欄の記入略称	証 明 書 類 （ 写 し 可 ）
甲種消防設備士免状の交付を受けている方	甲種第1・2・3類のうちいずれか1つ以上、かつ、甲種第4類と第5類の免状の交付を受けている方	【甲 特】	甲種消防設備士免状

◎甲種特類以外（第1～5類）

対 象 者	資 格 内 容	願書受験資格欄の記入略称	証 明 書 類 （ 写 し 可 ）
甲種消防設備士免状の交付を受けている方	他の指定区分の甲種消防設備士免状の交付を受けている方 ※科目免除あり～科目免除は、受験する類と既得免状の類との組合せにより異なる	【甲種消防設備士】	甲種消防設備士免状
乙種消防設備士免状の交付を受けている方	免状の交付を受けた後2年以上、消防設備士でなければ行えない工事整備対象設備等の整備の経験を有する方（消防法第17条の5の規定に基づく政令に定める消防用設備に限る）	【整備経験2年】	乙種消防設備士免状及び実務経験証明書
工事整備対象設備等の工事の補助者	工事整備対象設備等の工事の補助者として、5年以上の実務経験を有する方（受験しようとする消防設備士試験の指定区分に係る消防用設備等の工事等に限る）	【工事補助5年】	実務経験証明書
電気工事士	① 電気工事士法第2条第4項の規定による電気工事士免状の交付を受けている方（第1種・第2種は問わない） ② 電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証明書を所持している方 ※科目免除あり ※認定電気工事従事者は該当しません	【電気工事士】	①電気工事士免状 ②電気工事技術者検定合格証明書

対 象 者	資 格 内 容	願書受験資格欄の記入略称	証 明 書 類 (写 し 可)
電気主任技術者	① 電気事業法第44条第1項の規定による第1種、第2種若しくは第3種電気主任技術者免状の交付を受けている方 ② 電気事業法附則第7項の規定による電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされる方（認定された学校を卒業した方に対して卒業と同時に資格を付与された制度） ※科目免除あり	【電気主任技術者】	①電気主任技術者免状 ②認定校の卒業証書又は卒業証明書
技 術 士	① 技術士法第4条第1項の規定による「技術士」第2次試験に合格した方 ※指定部門である機械、化学、電気・電子、衛生工学部門については、科目免除が受けられる（指定部門以外の専門部門は、科目免除はありません）	【技術士 (○○部門)】	技術士第2次試験の合格証書又は技術士登録証
建 築 士	建築士法第2条の規定による1級建築士又は2級建築士	【建 築 士】	建築士免許証又は建築士免許証明書
管工事施工管理技士	建設業法第27条の規定による管工事施工管理の種目に係る1級又は2級の技術検定に合格した方 ※管工事施工管理技士補は該当しません	【管工事技士】	技術検定合格証明書
無線従事者	電波法第41条の規定による無線従事者の資格の免許を受けている方（アマチュア無線技士の免状を受けている方を除く）	【無線従事者】	各資格の免許証
配管技能士	職業能力開発促進法第44条の規定による配管の職種に係わる1級又は2級の試験に合格した方	【配管技能士】	技能検定合格証書
ガス主任技術者	ガス事業法第32条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている方（第4類の消防設備士の受験に限る）	【ガス主任技術者】	ガス主任技術者免状
給水装置工事主任技術者	① 水道法第25条の5の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方 ② 旧法の規定による旧給水責任技術者の資格を有する方	【給水技術者】	①給水装置工事主任技術者免状又は技術者証（携帯用） ②給水責任（装置）技術者免状又は登録証等
工業高校の教員等	教育職員免許法により、高等学校の「工業」の教科について普通免許状を有する方（旧教員免許令を含む）	【教員免許状】	教員の免許状
消防行政3年	消防行政に係る事務のうち、消防用設備等に関する事務について、3年以上の実務経験を有する方（消防機関又は市町村役場等の行政機関の職員が対象となる）	【消防行政3年】	実務経験証明書
省令前実務経験者	昭和41年4月21日以前において、消防用設備等の工事について3年以上の実務経験を有する方	【省令前3年】	
旧消防設備士	昭和41年10月1日前の東京都火災予防条例による旧制度の消防設備士	【条例設備士】	条例の消防設備士免状

◆学歴による受験資格

- 1 卒業証書又は卒業証明書は、**学科名又は専攻名が明記されたもの**を提出してください。
- 2 「指定学科一覧表」及び「授業科目一覧表」とは、受験資格となる学科名及び授業科目を指定しているものです。当支部ホームページに掲載しているので、参照してください。
- 3 単位修得証明書又は科目履修証明書は、どちらも必ず単位又は授業時間数（実験・実習を含む）が明記されたものを提出してください。また、必要とする15単位又は8単位の「授業科目」については、上記2の「授業科目一覧表」を基準としますので、事前に当支部へ照会してください。

対 象 者	資 格 内 容	願書受験資格欄の記入略称	証 明 書 類 (写 し 可)
大学等の卒業生	① 学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校（5年制）において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業された方（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了された方を含む。） ※「指定学科一覧表(大学等用)」に該当するもの ② 上記学校等において機械等に関する科目を15単位以上取得して卒業された方（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了された方を含む。）	①【大卒】【短大卒】【高専卒】 ②【大学等15単位】	①卒業証書又は卒業証明書、学位記 ②単位修得証明書等
高等学校等の卒業生	① 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業された方 ※「指定学科一覧表（高等学校等用）」に該当するもの ② 「指定学科一覧表」の中に該当するものがない場合は、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を8単位以上修得して卒業された方(科目は「授業科目一覧表(高等学校等用)」に該当するもの)	【高校卒】 【中等教育卒】	①卒業証書又は卒業証明書、学位記 ②卒業証書等及び授業科目別の履修単位の入った単位修得証明書等
大学・専修学校等の15単位修得者	① 学校教育法による大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校（5年制）、大学院又は専門職大学院において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位以上修得された方 ※「指定学科一覧表(大学等用)」に該当するもの	【大学等15単位】	授業科目別の履修単位の入った単位修得証明書等
	② 学校教育法第124条に定める専修学校（「専門学校」と称している学校を含む。）において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を、専修学校設置基準により15単位以上修得された方。ただし、単位制度のない専修学校にあつては、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をそれぞれ1単位として15単位以上修得した方 ※「授業科目一覧表(大学等用)」に該当するもの	【専修学校】	
各種学校及び大学等の専攻科	① 学校教育法第134条第1項に定める各種学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を、講義については15時間、演習については30時間、実験・実習及び実技について45時間の授業をもってそれぞれ1単位として15単位以上修得された方	【各種学校】	授業科目別の履修時間の入った科目履修証明書等
	② 学校教育法による大学、短期大学及び高等専門学校（5年制）の専攻科において15単位以上修得された方（単位の算定は、上記の各種学校と同じ）	【大学、短大、高専の専攻科】	

対 象 者	資 格 内 容	願書受験資格欄の記入略称	証 明 書 類 (写 し 可)
博士・修士	学校教育法第104条に基づき、大学又は国立大学設置法第3章の5に規定する学位授与機構により授与された理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士又は博士の学位を有する方(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)	【博(修)士】	学位授与証明書、修了証明書又は学位記(学位を取得していること、かつ、専攻等の名称が明記されているもの)
防衛大学校 防衛医科大学校 中央職業訓練所 水産大学校 海上保安大学校 気象大学校	防衛省設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校 改正前の職業訓練法による中央職業訓練所 独立行政法人水産大学校 国土交通省組織令による海上保安大学校 国土交通省組織令による気象大学校	【防衛大学校】 【防衛医科大学校】 【中央職業訓練所】 【水産大学校】 【海上保安大学校】 【気象大学校】	授業科目別の履修時間の入った科目履修証明書等(15単位以上修得)
職業能力開発総合大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 職業訓練大学校 職業訓練短期大学校	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校 改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校 改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校 改正前の職業訓練法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校 廃止前の職業訓練法による職業訓練大学校	【職業能力開発総合大学校等】 【職業能力開発大学校等】 【職業訓練大学校等】 【前職業訓練大学校等】 【旧職業訓練大学校】	授業科目別の履修時間の入った科目履修証明書等。(15単位以上修得) ただし、「指定学科一覧表(職業能力開発総合大学校等用)」に示す卒業者の場合は、卒業証書又は卒業証明書
外国の学校の卒業生	外国に所在する学校で、日本における大学、短期大学、高等専門学校(5年制)又は高等学校に相当するもので、「指定学科一覧表」と同内容の学科又は課程を修めて卒業された方(指定学科に該当されない場合は、15単位以上修得が必要)	【外国の学校】	卒業証書又は卒業証明書及び授業科目別の履修時間の入った科目履修証明書、又は履修単位の入った単位修得証明書(15単位以上修得) ※外国語の場合は日本語訳を添付 ただし、「指定学科」の卒業者の場合は、単位修得証明書等は不要
旧台湾教育令等による大学等の卒業生	旧台湾教育令、旧朝鮮教育令、旧在閩東州及び満州国帝国臣民教育令若しくは大正10年勅令第328号による大学又は専門学校を卒業された方(修業年限3年以上のものに限る)	【旧大学等卒】	
旧高等師範学校	旧師範教育令による高等師範学校を卒業された方	【旧高師卒】	
旧実業学校教員養成所	旧実業学校教員養成所規程による教員養成所を卒業された方	【教員養成所】	
旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校又は旧中等学校令による中等学校の卒業生	① 旧制の大学又は専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位以上修得して卒業した方 ただし、「指定学科一覧表(大学等用)」に示す学科を卒業した方は、単位の算定は不要 ② 旧制の中学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を8単位以上修得して卒業した方 ただし、「指定学科一覧表(高等学校等用)」に示す学科を卒業した方は、単位の算定は不要	【旧大学卒】 【旧専卒】 【旧中卒】	卒業証書又は卒業証明書及び授業科目別の履修単位の入った単位修得証明書(15単位以上修得) ただし、「指定学科」の卒業者の場合は、単位修得証明書等は不要
検定試験合格者	専門学校卒業程度検定試験規程による専門学校卒業程度検定試験の機械、電気、工業化学、土木又は建築の部門に関する合格者(この制度は昭和18年に定められた規定で、昭和28年まで存続)	【専検合格者】	検定試験合格証明書

令和7年度の消防設備士試験は、次表のとおり実施する予定です。

ただし、諸般の事情により日程等を変更する場合があります。

その場合は、当センター北海道支部のホームページ等でお知らせしますので、ご注意ください。

別記3

令和7年度 消防設備士試験日程表

区分	試験日	試験地	試験の種類	受験願書の受付期間	合格発表 予 定 日
				書面・電子申請	
第1回	5月18日(日)	札幌市 函館市 旭川市 北見市 帯広市 釧路市	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	4月3日(木) } 4月10日(木)	6月18日(水)
第2回	6月15日(日)	苫小牧市	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	4月23日(水) } 4月30日(水)	7月16日(水)
第3回	7月27日(日)	札幌市 函館市 旭川市 北見市 帯広市 釧路市	甲種特類 甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	6月12日(木) } 6月19日(木)	8月28日(木)
第4回	9月7日(日)	苫小牧市	甲種特類 甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	7月28日(月) } 8月4日(月)	10月10日(金)
第5回	10月19日(日)	札幌市 旭川市 北見市 帯広市 釧路市	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	9月4日(木) } 9月11日(木)	11月20日(木)
第6回	11月16日(日)	函館市 苫小牧市	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	9月29日(月) } 10月6日(月)	12月18日(木)
第7回	令和8年 2月8日(日)	札幌市 函館市 北見市 苫小牧市 帯広市 釧路市	甲種特類 甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	12月4日(木) } 12月11日(木)	令和8年 3月13日(金)
第8回	2月15日(日)	旭川市	甲種特類 甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	12月4日(木) } 12月11日(木)	3月19日(木)
第9回	3月8日(日)	札幌市	甲種(第1.4類) 乙種(第4.6.7類)	令和8年 1月26日(月) } 2月2日(月)	4月9日(木)

試験の場所及び集合時刻等

(1) 試験の場所

試験会場の名称及び所在地については、受験票(電子申請の方は、本人がダウンロード)で通知(試験日の約10日前)します。

(2) 集合時刻と試験開始時刻

試験の種類	集合時刻	試験開始時刻
乙種第1.2.3.4.5.6.7類 複数(乙種第4類と乙種第7類)	午前9時35分	午前10時00分
甲種特類 甲種第1.2.3.4.5類	午前12時50分	午後1時15分